

横浜市記者発表資料

令和7年7月5日
神奈川区選挙管理委員会
神奈川区総務課

神奈川区期日前投票所における参議院比例代表選出議員選挙の政党名等掲示の誤りについて

1 概要

神奈川区期日前投票所において、誤った参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示（以下、「政党名等掲示」という。）を掲出したという事案が発生しました。

2 発生日時

令和7年7月4日（金）午前8時30分から午後7時33分まで

3 場所

神奈川区期日前投票所（神奈川区役所 本館2階中会議室）

4 経緯

7月3日（木）21時00分頃

本来、神奈川県から7月3日（木）20時45分に受信したメールに添付されている政党名等掲示を用いるべきところ、誤って6月24日に神奈川県から送付されたメールに添付されているテスト用データを用いて、政党名等掲示を印刷。

同メールに添付されたテスト用の政党名等掲示用のチェックリストを用いて職員2名でチェックし、テスト用の政党名等掲示を印刷。その後テスト用の政党名等掲示を掲出。

7月4日（金）8時30分

期日前投票開始。

7月4日（金）19時00分頃

市民から候補者数・氏名が違う旨の連絡を電話で受け、改めて政党名等掲示を確認したところ、テストデータを印刷・掲出していたことが判明。

7月4日（金）19時33分

正しいデータによる政党名等掲示を印刷し、貼替を完了。

5 原因

メールの受信日時・件名等の確認をせず、テスト用の政党名等掲示が添付されたメールを特定し、印刷してしまいました。印刷後のチェックについても、当該誤ったメールに添付のテスト用の政党名等掲示のチェックリストを用いて読み合わせを行っていたため、誤りに気付くことができませんでした。

6 政党名等掲示貼替までの投票者数

168名（7月4日の投票者総数：176名）

7 再発防止に向けた取組

神奈川県から送付されたメールについて掲出されるべき、対象のデータであるか特定するため、メールの受信日時・件名等の確認を徹底します。

また、正しい政党名等掲示の掲出等、期日前投票所の設営チェックリストの項目を追加し、責任職の立ち会いのもとで確認します。

8 投票の取扱い

投票用紙は投票箱に投函済みであり、政党名等掲示に該当する政党等の名称等または候補者氏名でないものを記載した場合は、無効投票となる場合があります。

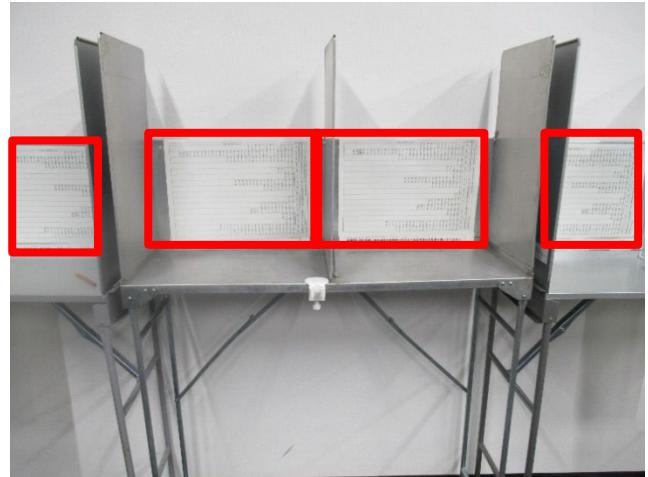
9 神奈川区選挙管理委員会 小林悦夫 書記長（神奈川区副区長）のコメント

このたびは、本市全体で適正な事務執行に努めている中、このような選挙事務の信頼性を損なう事故を起こしてしまい大変申し訳ございません。今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて選挙従事者の指導を徹底してまいります。

期日前投票所



赤枠：政党名等掲示



お問合せ先

神奈川区選挙管理委員会書記次長（神奈川区総務課長） 宮戸 史織 Tel 045-411-7003